

代理人交付について

ご本人が病気、身体の障害その他のやむをえない場合により、交付場所におこしになることが難しい場合限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

※通知カードを自宅で紛失された方は、お住まいの市区町村窓口に紛失した旨を届出してください。
通知カードを自宅外で紛失された方は警察へ遺失の届出をしてください。

必要な持ち物

- 交付通知書(はがき)
- ご本人の本人確認書類(※)
- 代理人の本人確認書類(※)
- 代理権者の確認書類(※)
- 通知カード(令和2年5月以前に交付を受けている方)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
- ご本人の出頭が困難であることを証する書類
(例)診断書・本人の障害者手帳・本人が代理人の施設等に入所している事実を証する書類

※ ご本人の本人確認書類とは

①住民基本台帳カード(写真付きに限る。)
・運転免許証・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)
・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書

②これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認めるもの

(例)健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、医療受給者証

※ 代理人が持参する書類について

ご本人の確認書類

本人確認書類①を2点または、本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ、または、本人確認書類②を3点(うち写真付きを1点以上)

代理人の本人の確認書類

本人確認書類①を2点または、本人確認書類①②からそれぞれ1点ずつ

※ 代理権者の確認書類とは

法定代理人の場合: 戸籍謄本その他の資格を証明する書類

合 (ただし、本籍地が市区町村の区域内である場合は不要)

その他の場合 : 委任状等、ご本人が代理人を指定した事実を確認できる資料

(交付通知書(はがき)の「委任状」欄に記入することで足りる)

「マイナンバーカード総合サイト」より